

半田市知的障がい者職親手当支給要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち知的障がい者職親委託事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱及び半田市知的障がい者職親委託事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 職親手当の支給対象者は、知的障害者福祉法第16条第1項第3号の規定に基づき登録された職親で職親委託の措置をしたものとする。

(申請手続)

第3条 職親手当の支給を受けようとする者は、半田市知的障がい者職親手当支給申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

(支給の決定)

第4条 市長は、申請に基づき、その内容を審査し支給を決定したときは、半田市知的障がい者職親手当支給決定通知書（様式第2）を交付する。

(手当の支給)

第5条 職親手当は、請求書（様式第3）に基づき、1人につき月額30,000円を支給する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第2(第4条関係)

半田市知的障がい者職親手当支給決定通知書

年 月 日

殿

半田市長

半田市知的障がい者職親手当を下記のとおり支給することに決定しました。

記

支給金額	年	月分～	年	月分	か月分
	金			円	

様式第3（第5条関係）

請 求 書

金 円也

ただし、半田市知的障がい者職親手当 年 月分～ 年 月 月 分
分

年 月 日

半田市長

住所

氏名